自由論題

居住の観点からの 日本の社会的排除から社会的包摂へ

岡本祥浩

1. 社会的排除とは

日本では1990年代以降、景気の低迷と経済的格 差の拡大が進行し、生活に困窮する人々が増えてい る。生活困窮者の増大を背景に、ヨーロッパ生まれ の「社会的排除」概念が日本でも受け入れられてい る。岩田(2005、p.8)は、「社会的排除」概念は、 近年増大している生活困窮者を捉えるのみではな く、その関係やプロセスを対象とし、その解消へと 向かう「社会的包摂」概念を導くものとして、その 意義を認めている。阿部 (2007、p.131) は、「社会 的排除」を「人びとが社会に参加することを可能な らしめる様々な条件(例えば、雇用、住居、諸制度 へのアクセス、文化資本、社会的ネットワークなど) を前提としつつ、それらの条件の欠如が人生の早期 から蓄積することによって、それらの人々の社会参 加が阻害されていく過程」としている。そして社会 的排除概念は、岩田/西澤(2005)、福原(2007)、 岩田(2008)などで紹介され、日本の貧困状態の捉 え方及びそのプロセスが明らかにされようとしてき た。しかしながら、福原(2007、p,263)が述べる ように「社会的排除」概念の持つ「あいまいさ」や 「多様性」がその議論を困難にしてきた。そこで本稿 は、社会的排除概念を理解しやすくするために居住 に焦点を絞り、居住の観点から主に1990年代以降 の日本の「社会的排除」(social exclusion) とその対 応としての「社会的包摂」(social inclusion)への可

能性を整理する。

「社会的排除」概念の趣旨は、(主流)社会からの 離脱を意味するが、究極的にはその人らしい「居住」 ができないことに至る。その人らしい「居住」を実 現するには、「居住」を受け入れるに充分な空間の規 模とバリアーフリーや設備などの質を有する住居が 要求される。さらに社会が有している生活を支える 機能を活用できる住居の立地と社会的関係性も必要 である。「社会的排除」概念は、その人らしい「居 住」ができない状態とその状態に至るプロセスを対 象とするが、「状態」と「プロセス」の両方に関わる 問題として「空間による排除」も無視できない。こ れまでの「社会的排除」論の議論でも「居住」が取 り上げられてきた。例えば、阪東(2007、p.177-199)はホームレスの人々の居住状態やそれに至るプ ロセス、居住支援について述べている。泉原(2005、 p.95-117) は、高齢女性の居住歴を分析し、貧困と 住宅の関係性を明らかにしている。しかしながら居 住貧困の「状態」「プロセス」「空間」の相互の関係 を包括的に捉え、分析したものは無かった。本稿は、 居住の観点から日本の社会的排除から社会的包摂の 可能性までを「状態」「プロセス」「空間」に着目し、 その考察の枠組みを提示する。

2. 日本の居住の仕組み

日本での生活は、企業、親族、政府の三本柱で支 えられてきた。居住は就労の成果で支えることが基 本であると考えられてきた。企業は、従業員の生活 を支えるために、「終身雇用」と「年功序列賃金」を 保障し、社宅・寮や住居費手当てなどの企業福利を 提供してきた。家族・親族、近隣は困難が生じたと きにお互いに支え合う、非公式の互助を成立させて いた。政府は企業福利や非公式の互助を得られない 者に社会保障を提供し、生活を支えてきた。

ところが、1990年代以降に生活を支える三本柱 が機能しないことが顕在化した。経済のグローバル 化の進展を背景とする企業のコスト削減によって賃 金が低下し、企業福利も縮小した。高度経済成長期 を通しての人口移動は、世帯の縮小や地域コミュニ ティの弱体化をもたらしていた。さらに高齢化の進 展による医療や福祉事業の増大、不況下での公共事 業の実施による負債の増大は政府・自治体に予算の 自由度の低下をもたらした。

「経済的困窮」と「非公式の互助としての生活支 援ネットワークの欠如」が住居の獲得を困難にし、 ホームレス、ネットカフェ難民、無料定額宿泊所や 脱法ハウスでの居住を余儀なくされる人々が顕在化 した。さらに住宅ローンや家賃の支払いの困難は、 適切な住居の維持や獲得を困難にした。正規の住宅 から排除される者が多く現れてきたのが現在の日本 社会である。

3. 日本の社会的排除の実態

「社会的排除」状態の原因を「経済的困窮」と「非 公式な互助の衰退」として、その実態を示そう。

第一に近年の「経済的困窮」の状況を示す。「国 民生活基礎調査」では、世帯平均所得は1994年の 664.2万円を頂点とし、2013年には528.9万円ま で減少した。2013年の所得の世帯分布は、「200~ 300 万円未満」(14.3%)、「100~200 万円未満」

(13.9%)、「300~400 万円未満」(13.4%) が多 い。中央値は415万円で、平均所得金額(528万9 千円)以下の割合が61.2%となっており、低所得世 帯が多い。

所得の低下は、失業の増加及び就労形態の変化に よってもたらされた。「労働力調査」の長期時系列 データでは完全失業率の最低が1991年から1992 年の2.0-2.1%で、最高は2009年7月の5.9%で あった。完全失業率の高さは、1990年代の前半以降 の雇用情勢の悪化を示している。特に15歳~19歳 の完全失業率は高く、リーマンショックの影響を受 けて2008年から2009年には9.5%に達した。若年 層の完全失業率の高さは、「終身雇用」「年功序列賃 金」を前提として居住水準を向上してきた日本社会 では、将来にわたり適切な居住水準を確保すること が困難であることを示している。

就労形態の変化を従業上の地位の構成比率で見 る。「就業構造基本調査」(2012年)の時系列統計表 の「パート」「アルバイト」「派遣者員」「契約社員」 「嘱託」「その他」を非正規就労者として全労働者の 非正規就労者比率を算出すると、1982年の11.6% から一貫して上昇し、2012年には31.7%に達して いる。このような雇用情勢の悪化と就労形態の不安 定化が人々の所得低下と不安定化に大きな影響を与 えていることは容易に推察できる。

不安定な就労状態とその所得は、若者の独立を妨 げ、実家で長期間過ごすことを余儀なくさせてい る(住宅政策提案・検討委員会(2014) 『若者の住 宅問題 一住宅政策提案書 [調査編]』認定NPO法 人ビッグイシュー基金)。若者のみならず、低所得 者の居住困難を招いているのは、所得の低下ととも に低家賃住宅の減少である。低家賃住宅の減少は、 低家賃借家の減少、寮や社宅の減少、公的賃貸住宅 の減少によって引き起こされている。第一に低家賃 借家が減少した。生活保護の住宅扶助額を想定して 「住宅土地統計調査」の家賃4万円未満(50円未満 を含む)の借家数を見ると、1993年は7,787,000 戸、全借家の49.6%を占めていたが、2013年には 5,524,700戸、29.8%に減少した。第二に寮や社宅 が1990年代以降、経済のグローバル化を背景に減 少した。国土交通省の2014年度住宅経済関連デー タの「所有関係別住宅ストック数の推移」によれば 給与住宅の比率は1963年に7.0% (1,433,000戸) を占めていた。その後、給与住宅数は増加するもの の、その比率は徐々に低下した。1988年のバブル経 済期には4.1% (1.550,000戸) にまで低下した。東 京圏を中心に労働者の住宅取得能力の低下を補うた め企業が給与住宅を提供したため、1993年に5.0% まで増加するものの、グローバル経済の競争に勝つ ためのコスト削減策として給与住宅が削減されたた め、2013年には2.2%(1,102,400戸)まで低下し た。低所得である若年労働者の居住水準向上のスプ リングボードを担っていた給与住宅はその比率と役 割を低下させた。第三に公営住宅や公団住宅などの 社会的住宅が減少した。給与住宅とは対照的に社会 的住宅は1963年に4.6% (944,000戸) に過ぎな かった。1973年に社会住宅の戸数が給与住宅を上 回り、1983年には公営住宅の戸数が給与住宅をう わまわった。構成比率も7.6%に達した。公営住宅 の戸数は2003年の2,181,200戸をピークに2013 年には1,957,800戸に減少している。公営住宅は当初、対象世帯が9割近くまで設定されていたが、同じ低所得世帯でありながら公営住宅に居住できた世帯と民間賃貸住宅に居住している世帯間で不公平が生じるという公平性の確保などの議論から公営住宅建設の減少、公営住宅応募世帯の限定が進められてきた。現在は施策対象世帯が収入分位下位25%ととなり、公営住宅への低所得世帯や要支援世帯の集中によって、公営住宅団地の居住地管理機能を維持できないという問題が顕在化している。

「経済的困窮」は最も厳しい社会的排除である野宿(Rough Sleeping)をもたらす場合がある。日本の野宿者は大きく二つに分けることができる。ひとつは、いくつかの大都市に設けられてきた「寄せ場」と言われる青空労働市場に依拠していた日雇い労働者。他方はバブル経済崩壊とグローバル経済に生き残るために解雇または雇用されなかった中高年または若年労働者である。前者は相対的な高賃金や加齢のために寄せ場で雇用を獲得できずに野宿を余儀なくされている。後者は終身雇用、年功序列賃金では

表1 所有関係別住宅ストック数の推移

(単位:千戸、%)

	住宅総数	居住世帯の ある住宅	持家	借家						
調査年				借家計	公営	都市再生 機構·公社	民営	給与住宅	社会的住宅 比率(%)	給与住宅 比率(%)
1963	21,090	20,372	13,093	7,281	S)44	4,904	1,433	4.6 %	4.6 %
1968	25,591	24,198	14,594	9,604	1,403		6,527	1,674	5.8 %	6.9 %
1973	31,059	28,731	17,007	11,723	1,9	95	7,889	1,839	6.9 %	6.4 %
1978	35,451	32,189	19,428	12,689	1,719	723	8,408	1,839	7.6 %	5.7 %
1983	38,607	34,705	21,650	12,951	1,868	777	8,487	1,819	7.6 %	5.2 %
1988	42,007	37,413	22,948	14,015	1,990	809	9,666	1,550	7.5 %	4.1 %
1993	45,879	40,773	24,376	15,691	2,033	845	10,762	2,051	7.1 %	5.0 %
1998	50,246	43,922	26,468	16,730	2,087	864	12,050	1,729	6.7 %	3.9 %
2003	53,891	46,863	28,666	17,166	2,183	936	12,561	1,486	6.7 %	3.2 %
2008	57,586	49,598	30,316	17,770	2,089	918	13,366	1,398	6.1 %	2.8 %
2013	60,629	52,102	32,166	18,519	1,959	856	14,583	1,122	5.4 %	2.2 %

- 注1. 住宅総数は、居住世帯のある住宅のほか、空き家、一時現在者のみの住宅、建築中の住宅を含む。1973年より沖縄県を含む。
 - 2. 居住世帯のある住宅には所有関係不詳を含む。
 - 3. 持家率は、居住世帯のある住宅に対する持家の割合。空き家率は、住宅総数に対する空き家の割合。

資料:総務省「住宅・土地統計調査」

出所:国土交通省「2014年度住宅経済関連データ」より作成

企業の雇用負担が大きくなりすぎるために雇用されない労働者である。リーマンショックまでは若年者はパートやアルバイトなどの低賃金就労者として就労できたので野宿者としては顕在化しなかった。リーマンショック後の急激な景気後退が、若年層の就労も困難にした。若年生活困窮者は多くが、ネットカフェ、漫画喫茶、24時間開店している店舗などを渡り歩き、野宿を避ける暮らしを続け、その全体像は把握できていない。

日本の公式なホームレスの定義(「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」)は狭く、公園、街路、駅などで起居している者を指すが、2008年から2009年はリーマンショックの影響でその減少数は少ないが、2003年をピークに一貫して減少している。2008年から2009年の年末年始は、突然解雇される派遣労働者が急増し、就労と住居を同時に失い、路頭に迷った。そうした労働者を支援するために厚生労働省の前に「年越し派遣村」が設置され、居所を失った労働者への支援が訴えられた。その結果、生活保護適用の運用障壁が下げられ、野宿者の生活保護受給が増えた。

生活保護の適用で借家に居住する経済的な障壁は 取り除かれるが、借家契約には「保証人」や「日常 生活支援」などの不安が大家に残る。そのため、野宿者は生活保護受給の可能性があったとしても民間賃貸住宅市場から排除されやすい。「保証人」問題は、保障会社が賃貸住宅契約に介在することで解消されるが、大家の不安を全て払拭できるわけではない。野宿者は非経済的障壁によって賃貸住宅に居住できず野宿を継続せざるを得ない場合が多い。そこで生活保護費を当てにした、無料低額宿泊所や脱法ハウスなどの貧困ビジネスが誕生する。狭小劣悪な居住環境と居住支援サービスとは言えない支援に住宅扶助費と生活保護費の大半が消費されてしまう。当該自治体の多くは貧困者のための独自の居住資源が持ち合わせていないために、不適切な施設に生活困窮者の居所を頼らざるを得なくなっている。

第二に「インフォーマルな互助の衰退」を家族の変化や居住地の変化を通して考察する。「国勢調査」で世帯規模の変化を見ると、1960年の平均世帯規模は4.14人であったが、一貫して減少し、2010年には2.42人になった。最も多い世帯規模は1960年から1985年まで4人であったが、1990年以降は1人になった。2000年には1人と2人の世帯の合計が過半数を占めるようになり、2010年には1人と2人の世帯で59.6%を占めている。

表り	ホ —	7.1.	ノス数	の推移
14 /	小一	$\Delta \nu$	゚ゟ゙゚゚	ひノイ圧が夕

単位:人

	男性	女性	不明	合計	差引地	曽▲減
2015年調査	6,040	206	295	6,541	▲ 967	(▲12.9%)
2014年調査	6,929	266	313	7,508	▲ 757	(▲ 9.2%)
2013年調査	7,671	254	340	8,265	▲ 1,311	(▲ 13.7%)
2012年調査	8,933	304	339	9,576	▲ 1,314	(▲ 12.1 %)
2011年調査	10,209	315	366	10,890	▲ 2,234	(1 7.0%)
2010年調査	12,253	384	487	13,124	▲ 2,635	(1 6.7%)
2009年調査	14,554	495	710	15,759	2 59	(4 1.6%)
2008年調査	14,707	531	780	16,018	▲ 2,546	(1 3.7%)
2007年調査	16,828	616	1,120	18,564	▲ 6,732	(▲26.6%)
2003年調査	20,661	749	3,886	25,296	1,206	
2001年9月	_	_	_	24,090		
1999年10月				20,451		
1999年3月	_	_	_	16,247		

(出所) 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」

同じく「国勢調査」で家族類型の変化を見ると「夫婦と子ども」世帯が1970年の41.2%から2010年には27.9%に減少した。一方、「ひとり親」世帯(5.7%から8.8%)、「夫婦のみ」世帯(9.8%から19.8%)、「単独」世帯(20.5%から32.4%)が増加した。ここでも「夫婦」世帯や「単独」世帯などの小規模な世帯の増加が際立っている。「単独」世帯であれば、病気や怪我によって世帯活動が停止し、経済的にも困窮に陥る可能性が高い。「夫婦」世帯であってもどちらかの病気や怪我は世帯に致命的な負担をもたらす場合がある。「ひとり親」世帯においても稼得者の病気や怪我は世帯に重大な結果をもたらす。世帯規模や家族類型の変化は世帯の脆弱性の高まりを示している。

家族類型の変化は、「夫婦と子ども」世帯以外の高齢者、女性、障害者、未成年などの世帯の増加を示しているが、そうした人々や世帯は不動産仲介事業者などで住宅の紹介から排除されるという困難に直面している。そうした居住確保の困難を防止するために「住宅セーフティネット法」(2007年)が制定された。

世帯の変化だけでなく、人々の属性の変化も生活の基盤としての住宅の状況とあいまって居住に大きな影響を与えている。高齢化現象が日本社会に大きな影響を与えている。「国勢調査」によると65歳以上人口の比率は1970年の7.1%が、2010年には23.0%に達した。高齢者、特に75歳以上の後期高齢者の増加で心身障害を抱える者が増え、生活支援の有無が社会的排除状態に陥る可能性を左右するよ

うになっている。

身体障害児・者数は、1987年の2,506千人から2011年には3,864千人に増加している(「生活のしづらさなどに関する調査」(全国在宅障害児・者等実態調査))。ところが生活の基盤となる住宅のバリアーフリー化は遅れている。2013年の「住宅・土地統計調査」によると「手すりが二ヶ所以上」「段差の無い屋内」「廊下幅が車椅子で通行可」である住宅は全体で8.7%、借家では4.2%に過ぎない。日本の住宅は障害者が自立できる生活環境ではなく、住宅が身体障害者を物理的に社会的排除状態にしている。将来の障害者の増加を考えれば、更に多くの者が社会的排除状態に陥ることが懸念される。

日本の住宅は建設時期が新しくなるにつれて機能が向上している。例えば、1970年代の集合住宅は、エレベータの設置義務の無い5階建てまでが多かった。公営住宅は建築時期による住戸機能の違いが明瞭で、建設時期が古い住戸ほど狭く、浴槽が無いなどの不十分な居住設備である。こうした住戸は加齢などで障害を抱えた居住者の生活を支えられない。例えば、下肢障害を抱えた者は5階建ての5階でエレベータなし、浴室なしでは生活できない。

政策の方向性も住居の状況とあいまって、人々の 社会的排除状態を悪化させようとしている。厚生労 働省は、精神障害者が住み慣れた地域で暮らせるよ うに入院患者を地域生活に移行させる「地域移行」 を2010年より実施している。しかしながら、これま で述べてきたように地域社会や賃貸住宅市場から障 害者が排除される状況では、その政策効果よりも居

表3 住宅のバリアーフリーの普及度

	全体	持家	借家
A 手すり(2ヶ所以上)	23.6 %	32.9 %	9.3 %
B 段差のない屋内	21.4%	27.1 %	13.3 %
C 廊下幅が車椅子通行可	16.2 %	21.4%	8.5 %
ABCいずれかに対応	37.0 %	48.6 %	19.8 %
A又はBに対応(一定対応)	34.0 %	45.0 %	17.6 %
ABC全て対応(3点セット)	8.7 %	11.7 %	4.2 %

資料:総務省(2013)「住宅・土地統計調査」 出所:国土交通省「2014年度住宅経済関連データ」 住から排除される困難の方が大きいと推察される。

空間の社会的排除状態が統計に表されている部分がある。「住宅・土地統計調査」で「住宅以外で人が居住する建物」が表示されている。1998年から2013年までの変化を見ると、建物総数は1998年の133,100棟から2013年の69,700棟にほぼ半減している。「会社等の寮・寄宿舎」「学校等の寮・寄宿舎」「下宿屋」「旅館・宿泊所」などの項目はほぼ半減しているが、「その他の建物」だけはあまり減少せず、「住宅以外で人が居住する建物」の中で「その他の建物」の占める比率が1998年の32.3%から2013年の63.1%へと上昇している。

居住地の環境も社会的排除状態に影響を与えてい る。買い物難民は、日常の買い物に不便を感じてい る人々の比率(内閣府「2010年度「高齢者の住宅と 生活環境に関する意識調査結果」において17.1%) と、60歳以上人口4,198万人(2014年10月1日) を乗じて、約700万人と推計されている(Arthur)。 商業施設は、高齢化の進展や人口減少が進む居住地 域に立地していては採算が合わなくなるので移転す る傾向にある。そのため日常の買い物に不便を感じ る人々は増加している(2005年度「高齢者の住宅と 生活環境に関する意識調査」では16.6%)。高度経 済成長期に建設された団地や居住地、さらには市街 地のインナーエリアの住民が買い物難民に直面して いる。市街地の形成を市場に任せているために、人 口の減少や居住者の消費活力の低下が、商業施設な どの撤退を引き起こして市街地の性格を変え、居住 者を社会的排除状態に追いやっている。

4. 社会的包摂への試み

居住の観点から社会的排除を緩和させる社会的包 摂の試みを愛知県での事例を中心として考察する。 社会的排除状態の原因を「経済的困窮」と「非公式 な互助の欠落」に分けて記述した。「経済的な困窮」 対策として公的な職業紹介、職業訓練などが実施さ れているが、生活保護の支給が住居の確保と生活の 維持には欠かせない。

「非公式な互助」の補完には多くの民間の活動が 見られる。野宿者の居住の実現には生活保護の受給 が大きな役割を果たすが、適切な居住を実現するに は居場所とともに地域コミュニティとのつながりが 欠かせない。元ホームレス同士や地域とのつながり のきっかけをつくろうと地域に活動拠点を持ってい るのが、NPOささしまサポートセンターやホームレ スや外国人を支援している「のわみ」(一宮)であ る。NPOささしまサポートセンターは商店街内に拠 点を持つことで商店街との関係性を作り、元ホーム レスが神社の清掃にも貢献している。「のわみ」は、 シェルターの自力建設を支援したり、元ホームレス のネットワークを構築したり、給食サービスなどの 就労の場を創出したりすることで地域社会とのつな がりと貢献を高めている。元ホームレスの居住支援 では大阪の釜が崎で簡易宿泊所の経営者が提供する サポーティブ・ハウスがある。ここでも安定した居 住を得た元ホームレスが地域の保育園の清掃や遊具 の手入れなどボランティア活動を行っている。

自律した生活が困難になった高齢者などの居所を

表4 住宅以外で人が居住する建物総数の推移

西暦	住宅以外で人が居住する建物総数								
	総数	会社等の寮・ 寄宿舎	学校等の寮・ 寄宿舎	下宿屋	旅館・宿泊所	その他の 建物	その他建物 比率(%)		
2013	69,700	12,000	5,300	_	8,400	44,000	63.1 %		
2008	74,600	18,300	6,100	_	10,700	39,600	53.1 %		
2003	81,400	25,500	7,400	1,400	12,400	34,800	42.8 %		
1998	133,100	51,500	9,800	4,500	24,200	43,000	32.3 %		

資料:総務省「住宅・土地統計調査」より作成

支援者が探すことで地域でのつながりを作る活動が 南医療生協で行われている。組合員が自転車に乗っ て、地域を踏査し、適切な住戸を探している。その活 動が地域住民の目に留まり、地域住民に高齢者を受 け入れる意識を高め、高齢者の居住に当たって地域 から様々な居住支援の提供を容易にしている。愛知 共同住宅協会では、大家に居住者の様子を見守った り手助けしたりする「見守り大家さん」活動を提案 している。この活動は、賃貸住宅市場から排除され やすい単身高齢者、単身女性、子育て世帯、障がい 者、外国人、未成年、低所得者などに賃貸住宅を提 供したり居住支援の活動との連携を強めたりする効 果を持っている。さらに「見守り大家さん」活動の 無料電話相談は自治体福祉担当者に知られるように なり、行政を窓口にした重要な居住セーフティネッ トに成長しつつある。

他方、自治体主導で居住支援の互助活動を強化しようとする制度もある。「居住支援協議会」は、2007年に制定された住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、家賃債務保証業者、居住支援を行う団体から構成される組織である。住宅要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境を整備するため、居住に関わる情報を共有し、必要な支援策を協議・実施するものである。居住支援活動の中心を担っている組織は地域により異なり、居住支援協議会は地域ごとに特色ある活動になろうとしている。

5. まとめ

日本における社会的排除状態は「経済的困窮」と「非公式の互助の衰退」から引き起こされているが、社会経済の変化が「非公式の互助」の基盤である「家族」の変化に関わっているなど相互に係わっている。また、高齢化や家族構成の変化などを受け止めるべき住居はそれに十分な機能を有していないために居住者の社会的排除を強める働きをしている。さらに居住地環境が市場や経済の影響を受けやすく、社会

的排除状態を形成しやすくなっている。

そこで社会的包摂を進めるために非公式の互助を 再構築するために民間の様々な活動が生まれている が、制度、政策を含めた総合的な対策が必要であろう。

【参考文献】

阿部彩(2007)「現代日本の社会的排除の現状」福原宏幸編著(2007)『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社、pp.129-152

泉原美佐(2005)「住宅からみた高齢女性の貧困」岩田正 美/西澤晃彦編著(2005)『貧困と社会的排除』ミネル ヴァ書房、pp.95-117

岩田正美(2008)『社会的排除』有斐閣

岩田正美/西澤晃彦編著(2005)『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房

厚生労働省「国民生活基礎調査」

厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(全国在 宅障害児・者等実態調査)

厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」

国土交通省「住宅経済関連データ」

住宅政策提案・検討委員会 (2014) 『若者の住宅問題 ― 住宅政策提案書 [調査編]』認定 NPO 法人ビッグイシュー 基金

総務省「国勢調査」

総務省「就業構造基本調査」

総務省「住宅・土地統計調査」

総務省「労働力調査」

阪東美智子(2007)「ホームレスの人々に対する居住支援・ 住居保障」福原宏幸編著(2007)『社会的排除/包摂と 社会政策』法律文化社、pp.177-199

福原宏幸編著(2007)『社会的排除/包摂と社会政策』法 律文化社

山田昌弘(2016)『家族難民』朝日新聞出版

Arthur D. Little,「買物弱者・フードデザート問題等の現状 及び今後の対策のあり方に関する調査報告書」